

総務委員会委員長報告

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る16日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、23日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、

議案第36号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、平成21年8月に人事院から公務員人事管理に関し、育児又は介護を行う職員の両立支援の推進についての報告が行われ、これに関連する人事院規則の一部改正が平成22年6月30日に施行されることから、市の職員についても国に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第37号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、**平成21年8月の人事院の国

会及び内閣に対する意見の申出にかんがみ、国家公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、同法の改正の中で地方公務員の育児休業等に関する法律についても一部改正が行われ、平成22年6月30日に施行されることから、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 亀山市税条例の一部改正については、平成22年3月31日公布の地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 亀山市火災予防条例の一部改正については、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正が行われたことにより、本市においても火を使用する燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を定める条項に、固体酸化物型燃料電池による発電設備を、新たに加える改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についての内、当委員会所管分の主なものとして、「第1次総合計画・後期基本計画策定事業委託料」の減額や、災害対策事業及び行政情報化推進研修事業等における臨時雇賃金の予算計上であり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、国庫補助金を財源として失業者に対する国民健康保険税軽減措置に係るシステム改修費を計上したものであり、やむを得ない補正と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、児童扶養手当法の一部改正に伴い、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成22年6月2日に公布されたことに伴うもので、主な改正内容としては、父子家庭における児童扶養手当が支給されたことに伴い、公務災害補償との受給調整を行うための関

係条項を整理するものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第6号 平成21年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についての内、当委員会所管分については、平成21年度に繰越明許費の承認をした防災情報通信設備整備事業について、平成22年度へ繰り越した報告であり、了承すべきものと決しました。

次に、報告第11号 専決処分した事件の承認については、平成22年度地方税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市税条例の改正を本年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第12号 専決処分した事件の承認については、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正が平成22年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、関連

する亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の改正を本年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第13号 専決処分した事件の承認について及び、報告第14号 専決処分した事件の承認については、平成22年度地方税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市都市計画税条例及び亀山市国民健康保険税条例の改正を本年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第15号 専決処分した事件の承認については、雇用保険法等の一部を改正する法律において、国家公務員退職手当法が一部改正され、平成22年3月31日公布され、4月1日に施行されたことに伴い、市の職員についても国に準じた取扱いとするため、亀山市職員退職手当支給条例の改正を本年3月31日に地方自治法第179条

第1項の規定により専決処分したもので、報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第16号 専決処分した事件の承認については、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、国民健康保険法が一部改正され、平成22年5月19日に公布され、同日に施行されたことに伴い、関連する亀山市国民健康保険条例の改正を本年5月19日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第17号 専決処分した事件の承認について及び、報告第18号 専決処分した事件の承認については、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布され、6月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市税条例及び亀山市国民健康保険税条例の改正を本年5月31日に地方自治法第179条第1項の規定により

専決処分したもので、報告のとおり承認することに決しました。

なお、専決処分については、平成18年地方自治法の改正において、要件の一部が明確化され、特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認められるとき、専決処分することができるものであるが、運用に当たって制度の趣旨を踏まえ、議会への報告など十分考慮して専決処分のあり方について、検討するよう申し添えます。

以上、総務委員会の審査報告といたします。